

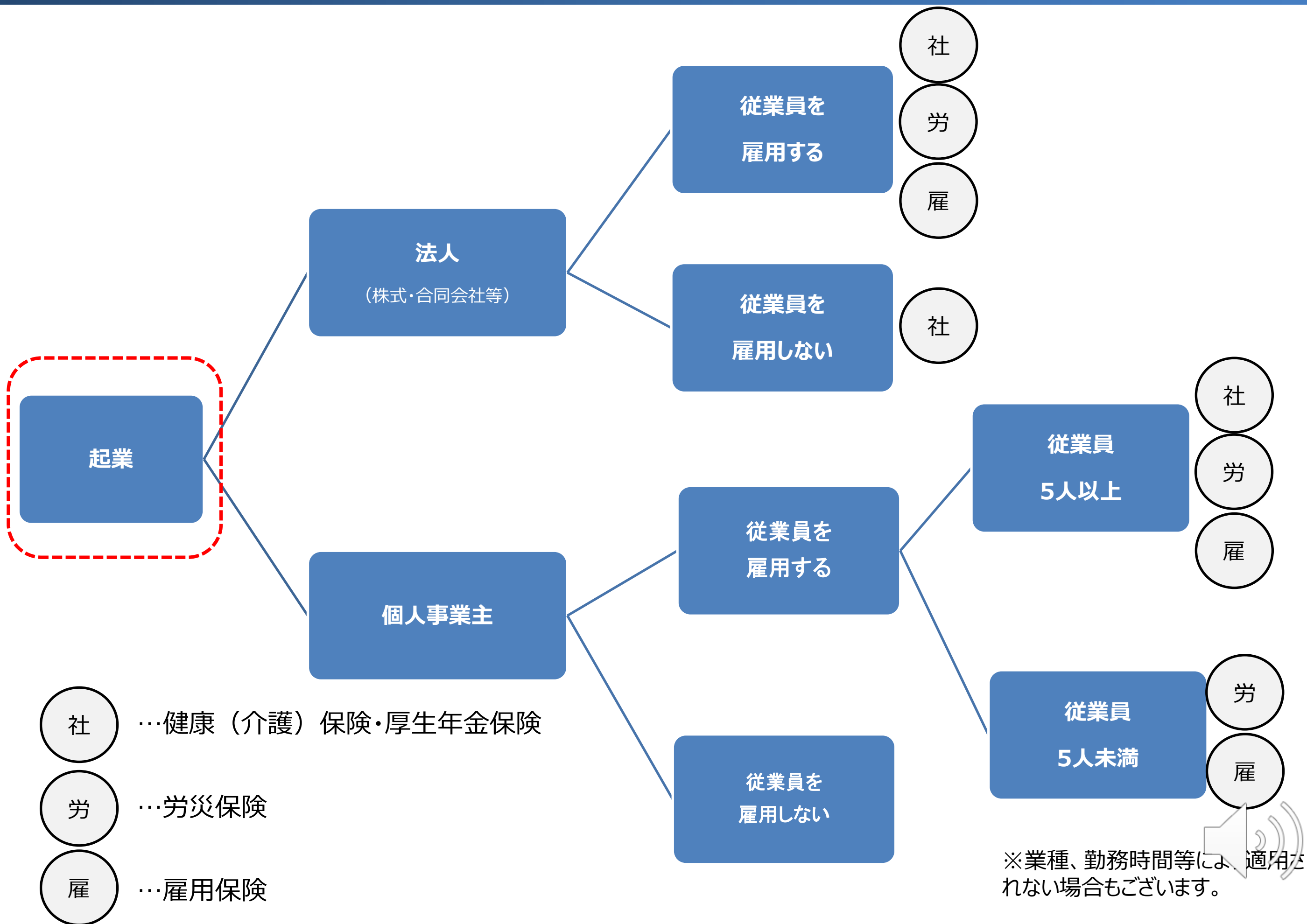
起業したときの保険の知識

社会保険労務士

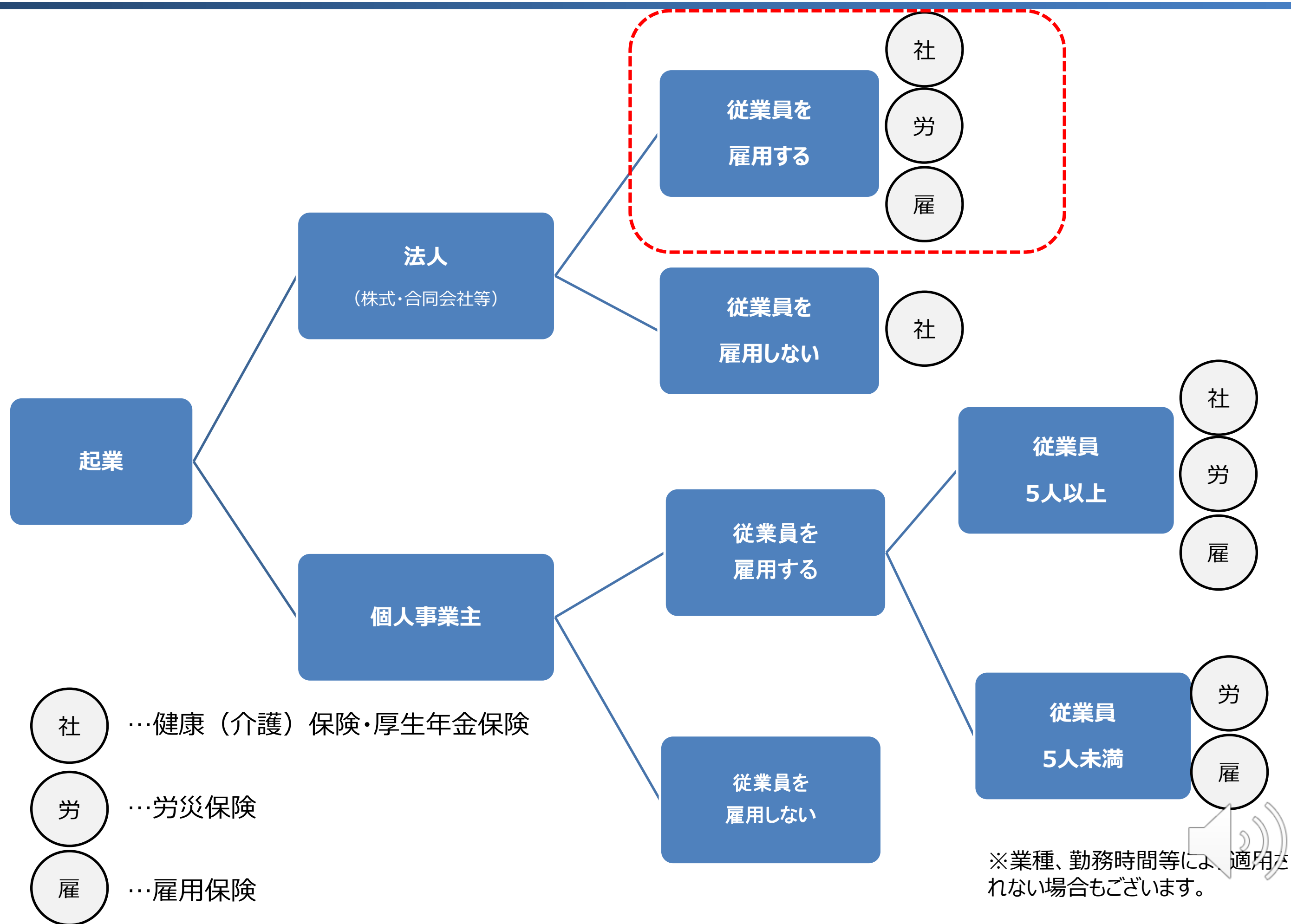
石原 昂洋



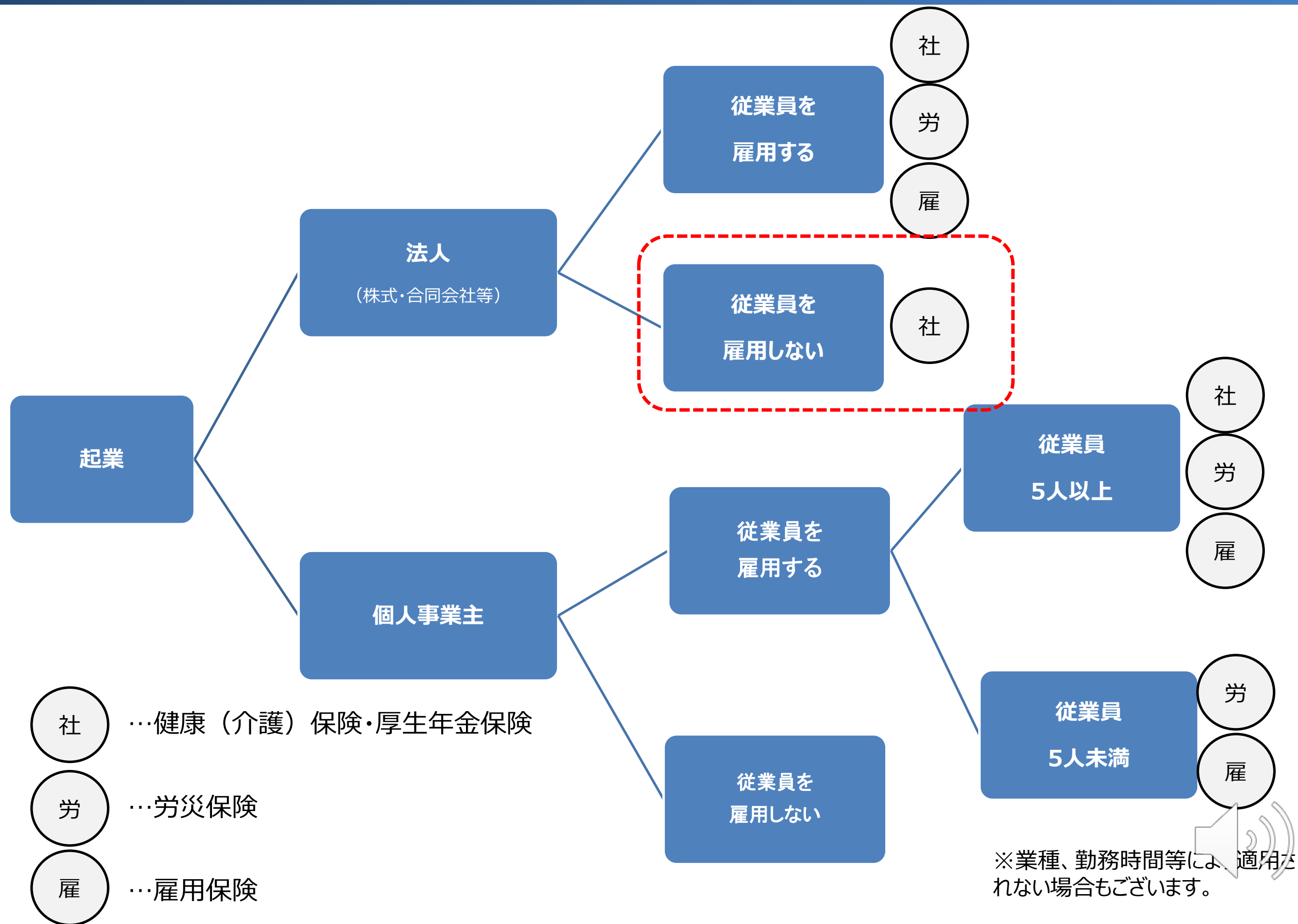
起業した際の保険加入について（簡略版）



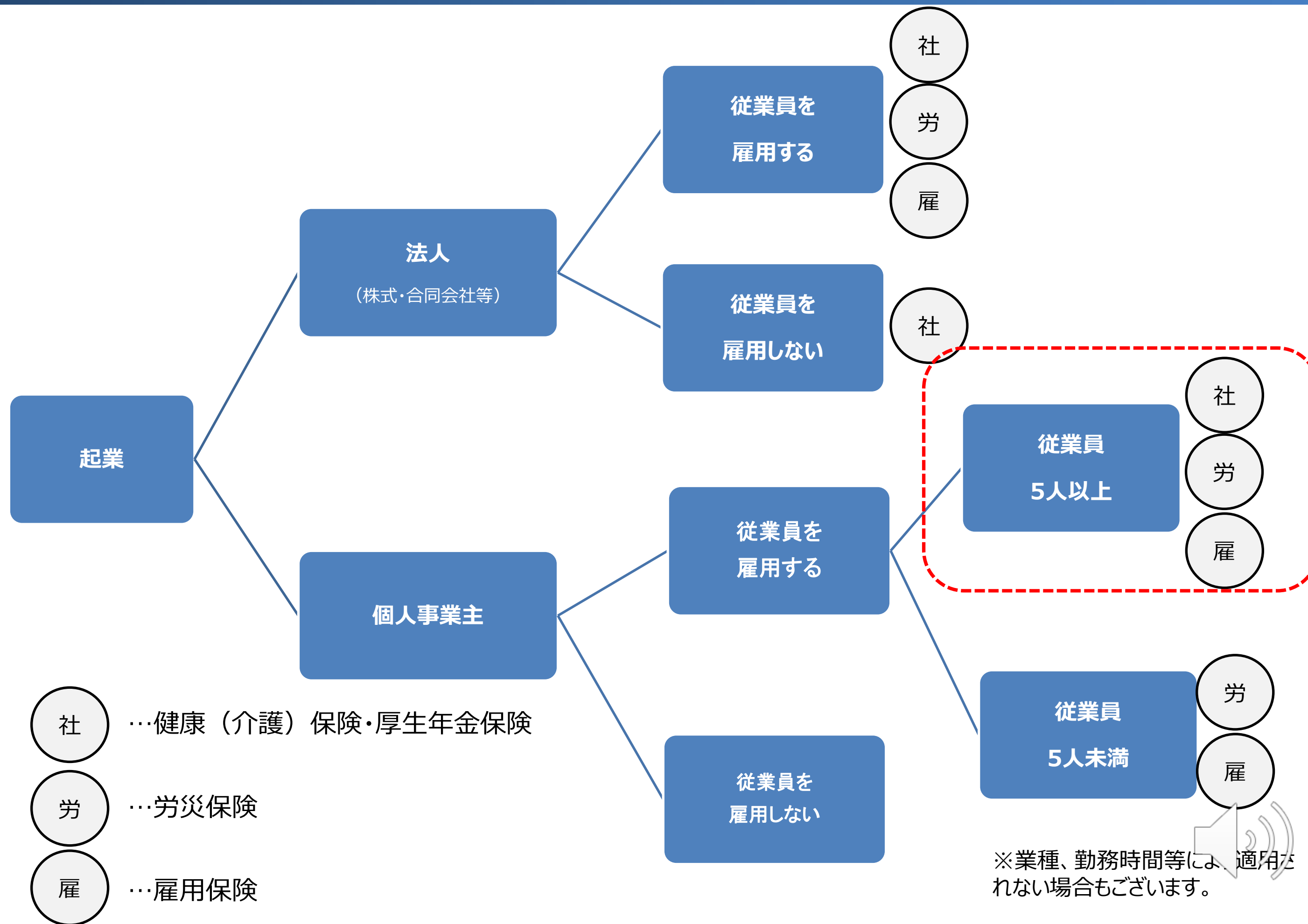
起業した際の保険加入について（簡略版）



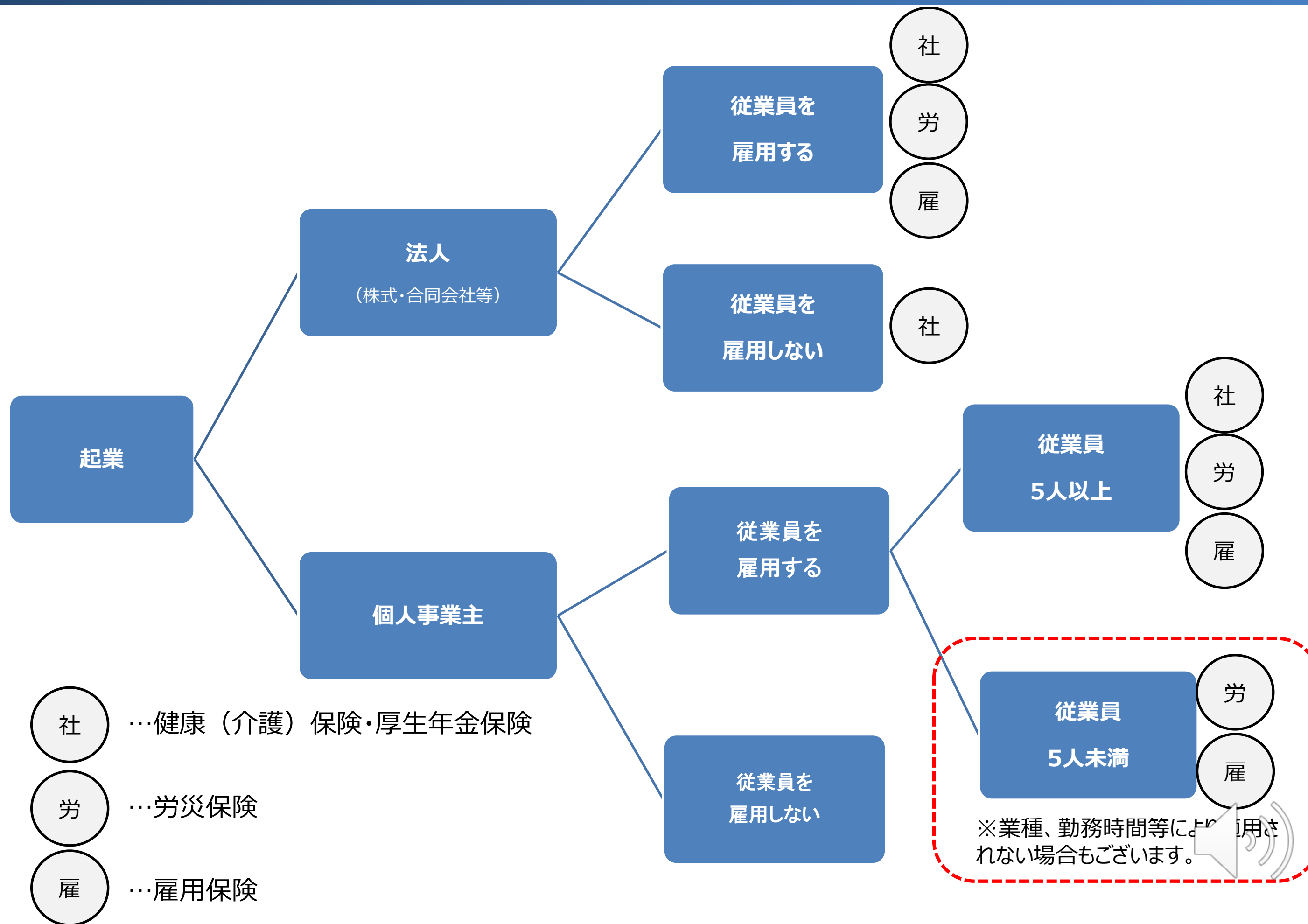
起業した際の保険加入について（簡略版）



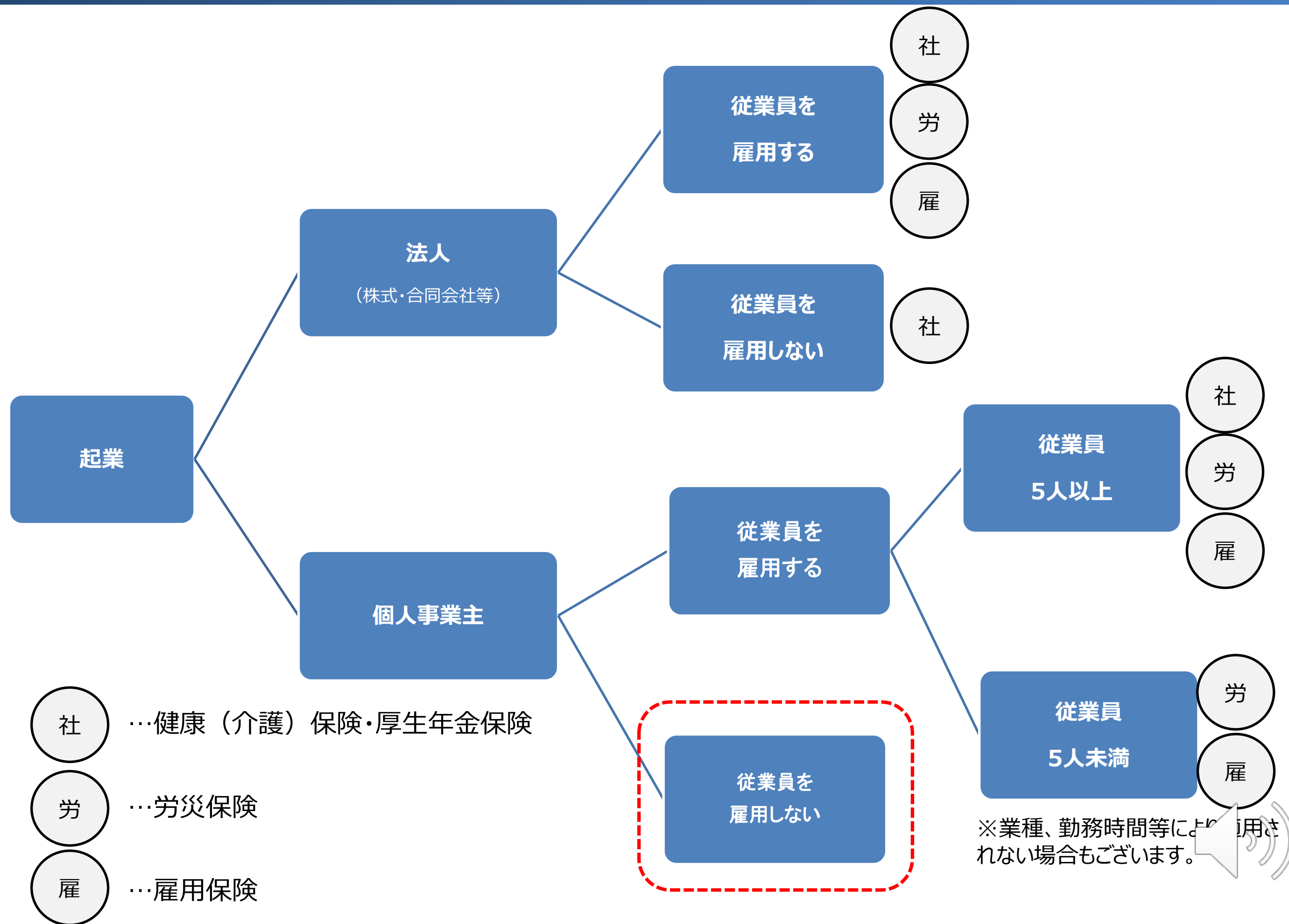
起業した際の保険加入について（簡略版）



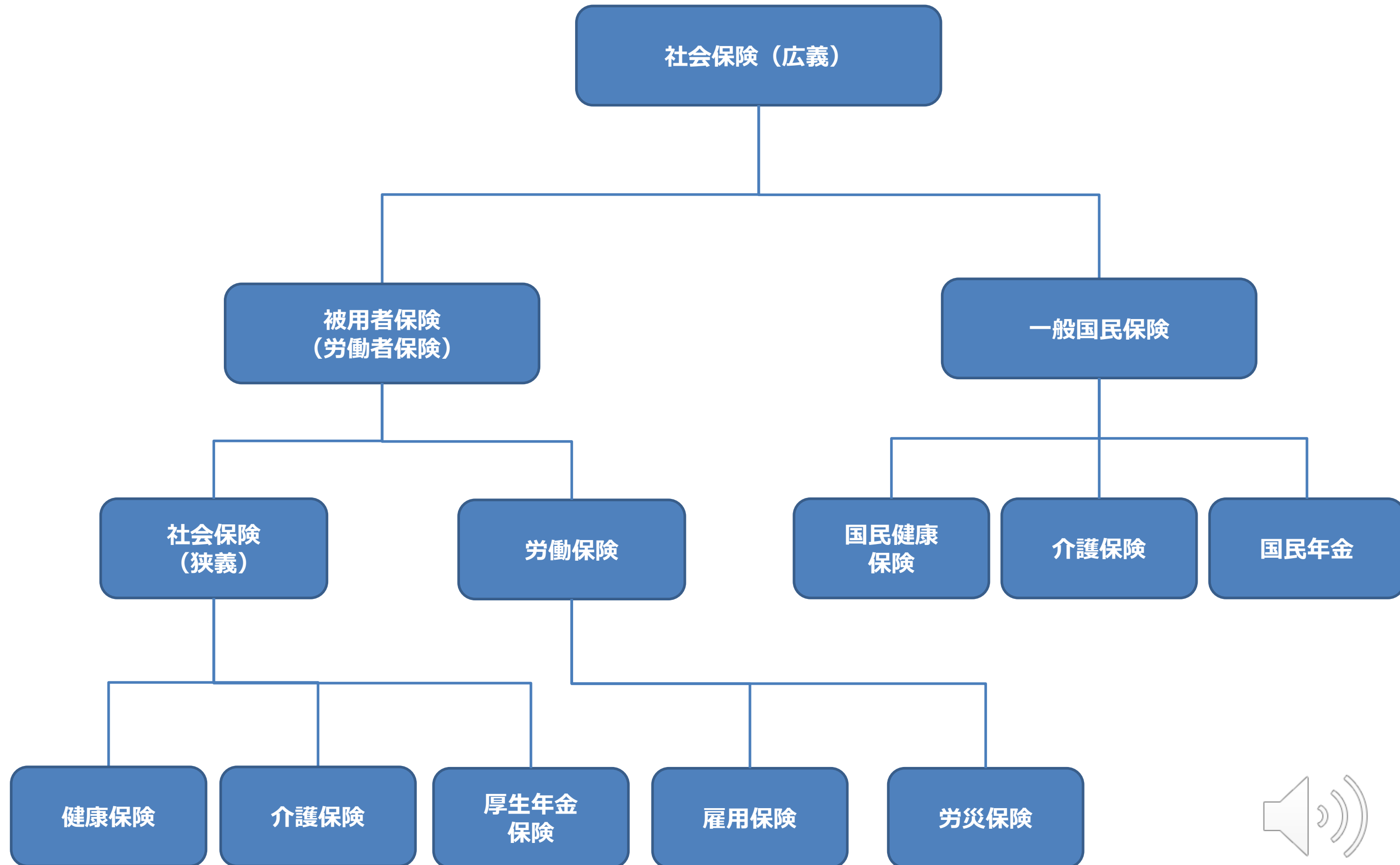
起業した際の保険加入について（簡略版）



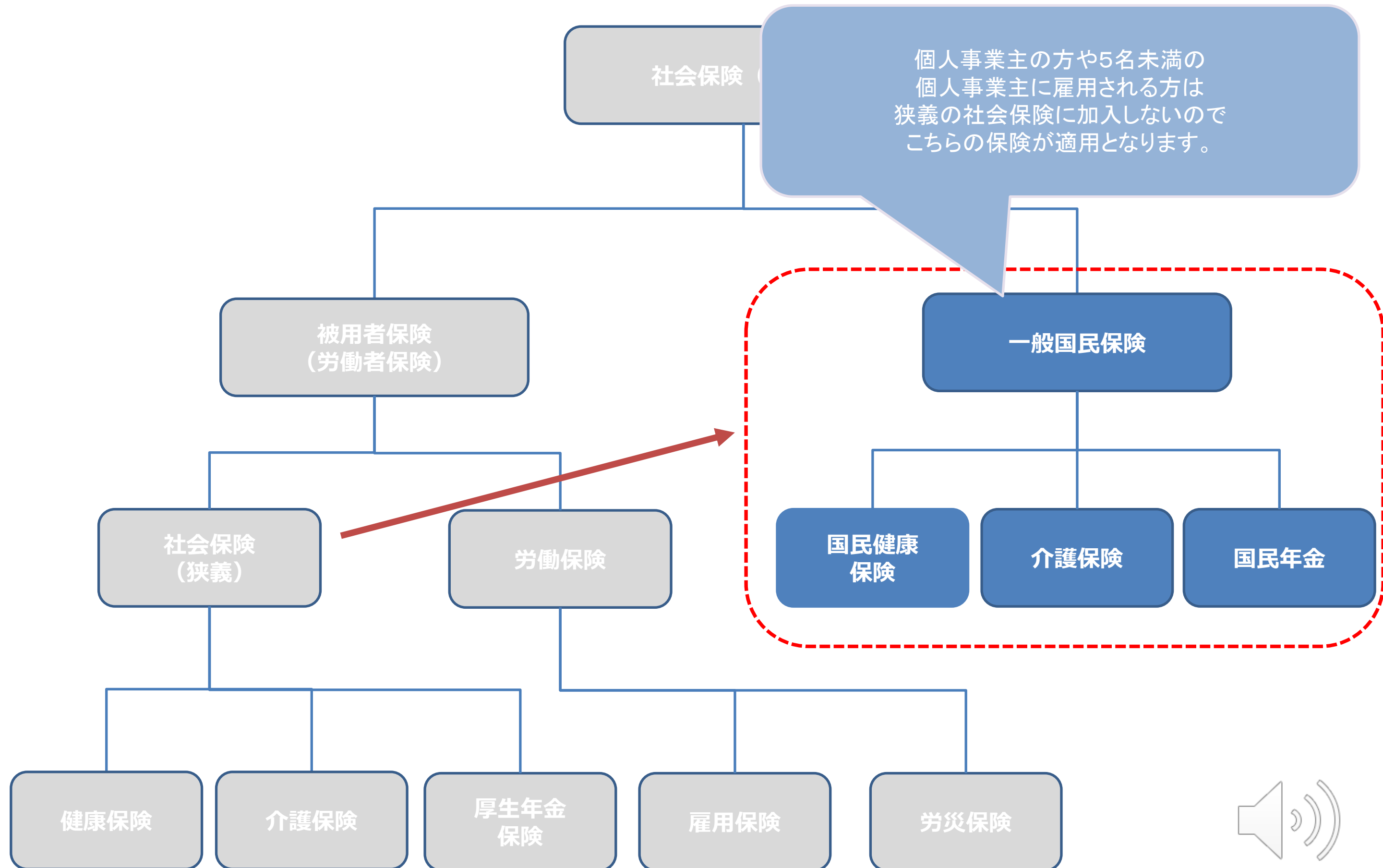
起業した際の保険加入について（簡略版）



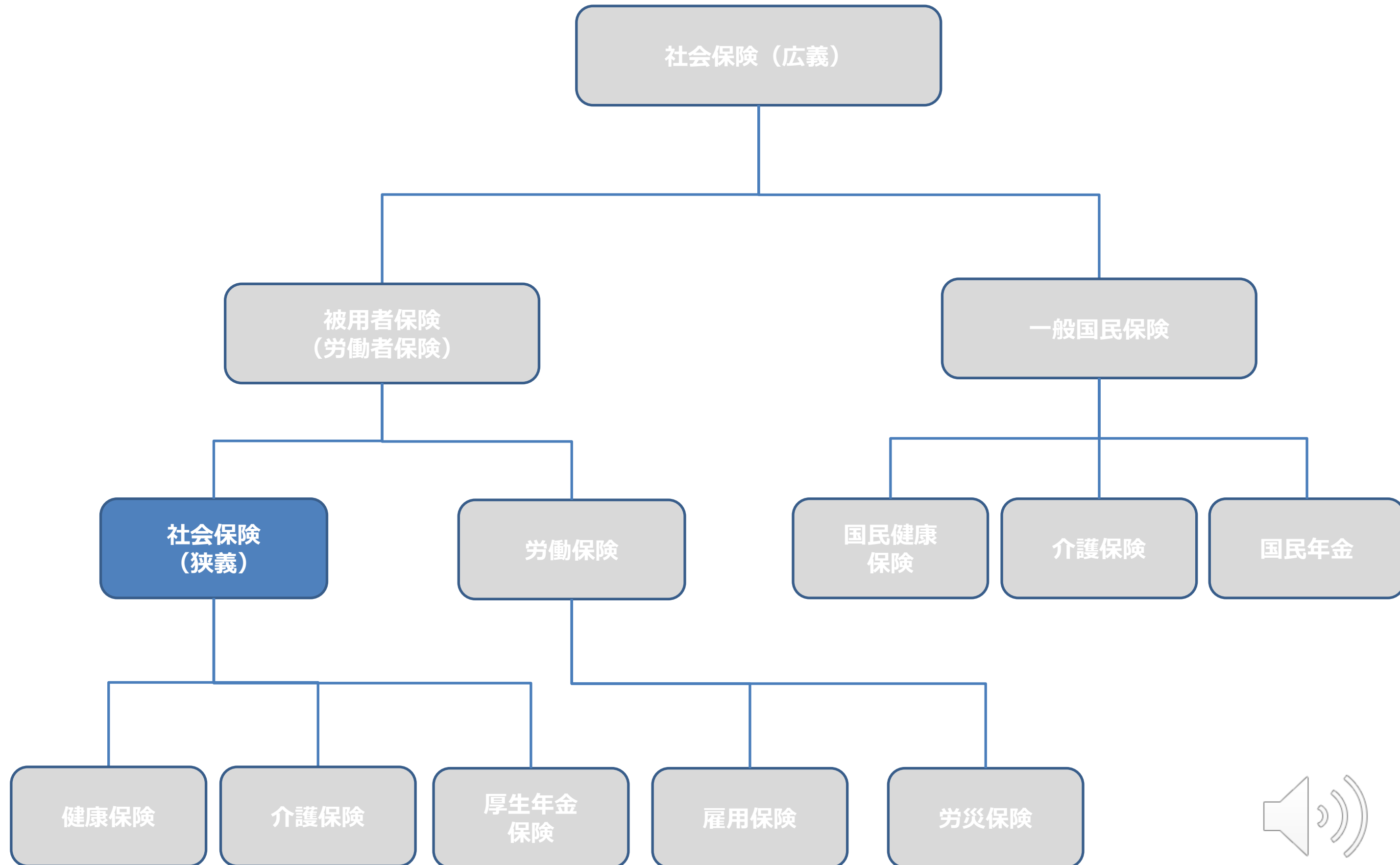
社会保険制度の全体像



社会保険制度の全体像



被用者保険について



次の事業所は、**健康保険・厚生年金保険**への加入が
法律で義務づけられています。

すべての法人事業所

個人事業主の事業所
(常時使用する従業員が5名以上雇用している)

法人（株式会社、合同会社等）であれば、社会保険は強制適用となり、
社会保険の加入義務が発生します。

一方、個人事業主であれば社会保険の加入は従業員数（常時使用する従業員）
が5人以上の場合には強制適用となります。

（農林水産業、一部サービス業、士業、宗教などを除きます）

→美容業、飲食店、税理士等の士業については従業員数に関係なく強制適用事業所とはなりません。

※個人事業主の事業所の場合には個人事業主本人は加入することができません。



社会保険（狭義）について

- 社会保険（狭義）は事業所（会社）単位で適用されます。
- 適用とされている事業所で働く人で、以下に該当する人は、すべて社会保険（健康保険、厚生年金保険）に加入することになります。

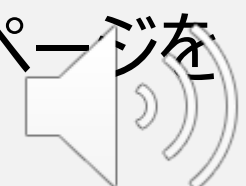
- **法人の代表、フルタイム正社員**
- パート、アルバイト等であり、正社員の1週間の所定労働時間および1ヶ月の労働日数が**4分の3以上働いている方**
(例：正社員が週40時間働いている場合に、週30時間以上働いてる方)

任意加入

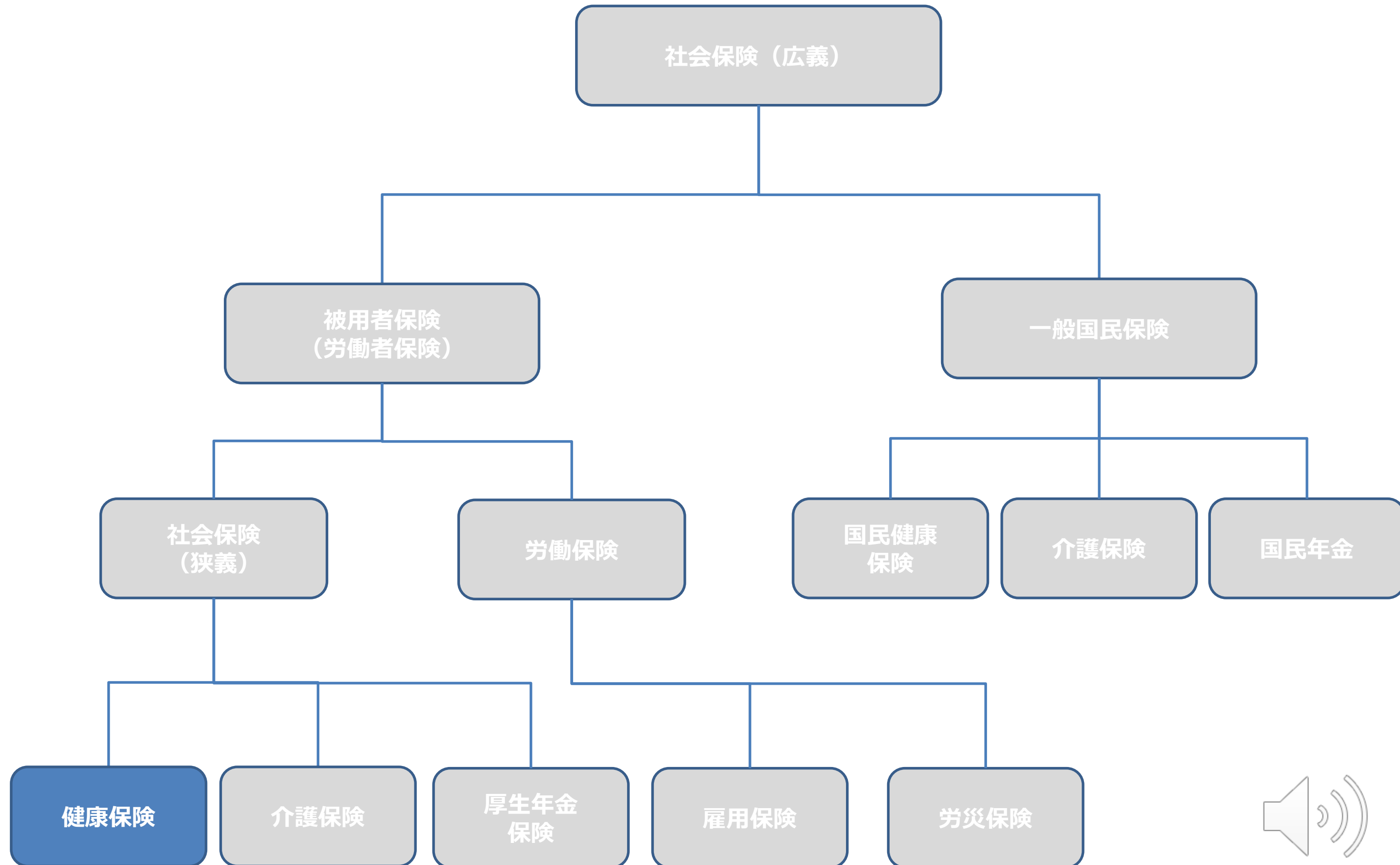
個人事業主で常時雇用している従業員数が5名未満の事業所でも任意加入制度を活用することにより社会保険に加入することができます。

任意加入するためには、事業所で**常時雇用する労働者の過半数の同意**を得て、事業主が加入申請をすることにより認可を受けることができます。

必要書類：申請書、同意書（従業員）、事業主世帯全員の住民票、事業主の税金、社会保険等の領収書が必要となります。詳しくは日本年金事務所のホームページをご確認ください。



社会保険制度の全体像

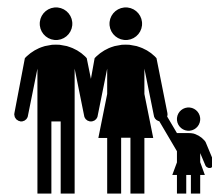


健康保険は、医療給付や手当金を支給して、生活を安定させることを目的とした保険



被保険者（加入者本人）に適用される例

- ✓ 業務外での病気や怪我で病院で治療を受けるとき（医療給付）
- ✓ 業務外での病気や怪我で会社を休み、給料がでないとき（傷病手当金）
- ✓ 出産のため会社を休み、給料がでないとき（出産手当金）



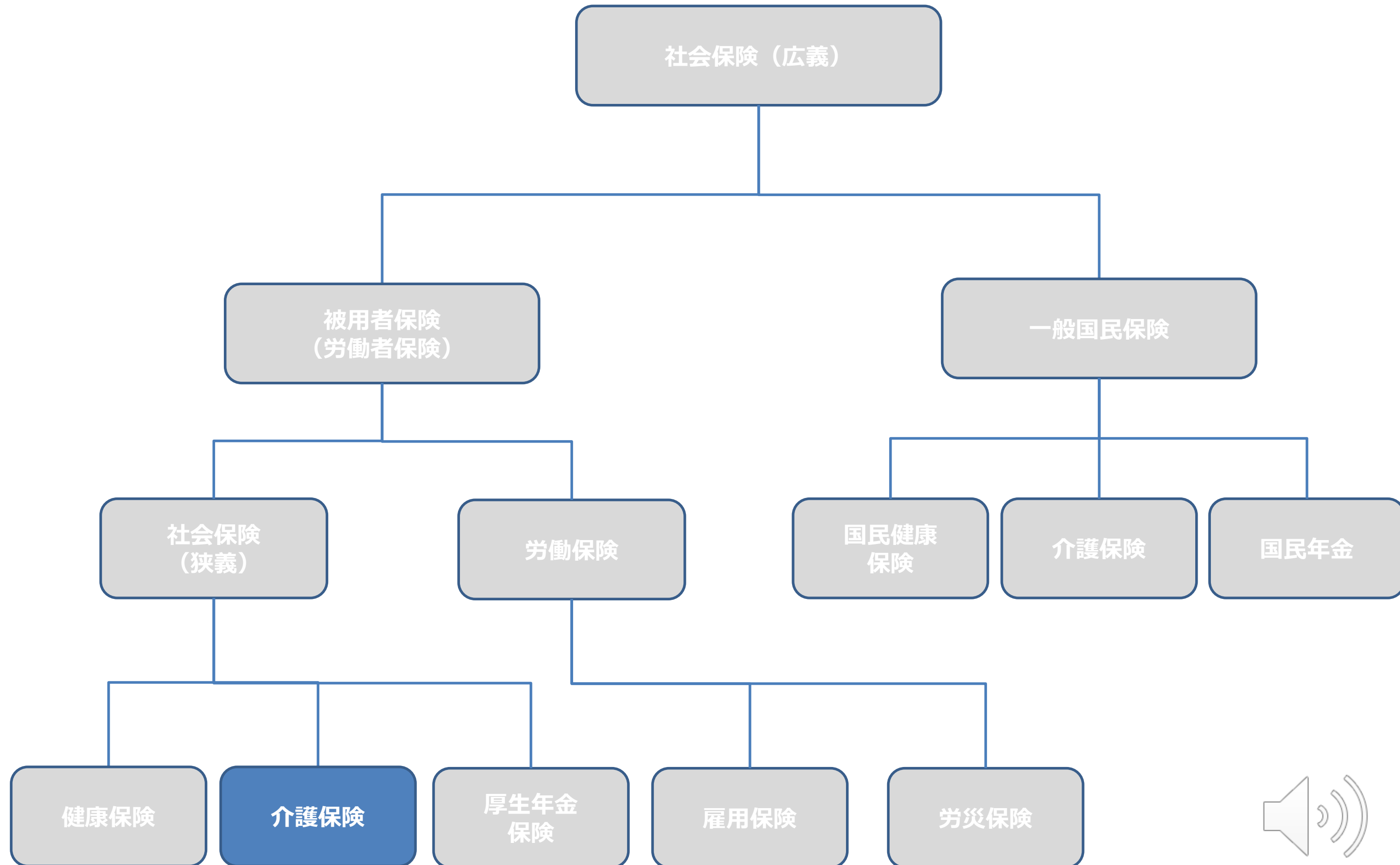
被保険者の家族に適用される例（被扶養者の場合）

- ✓ 業務外での病気や怪我で病院で治療を受けるとき（医療給付）
- ✓ 出産のため会社を休み、給料がでないとき（出産手当金）

医療費は自己負担額 3割



社会保険制度の全体像

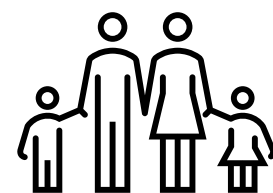


高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みをつくるための保険

40歳以上の方は介護保険料を負担します。

- 65歳以上の方は、原因を問わず、要支援、要介護状態となったとき
- 40～64歳の方は、老化による病気が原因で要支援・要介護状態になったとき

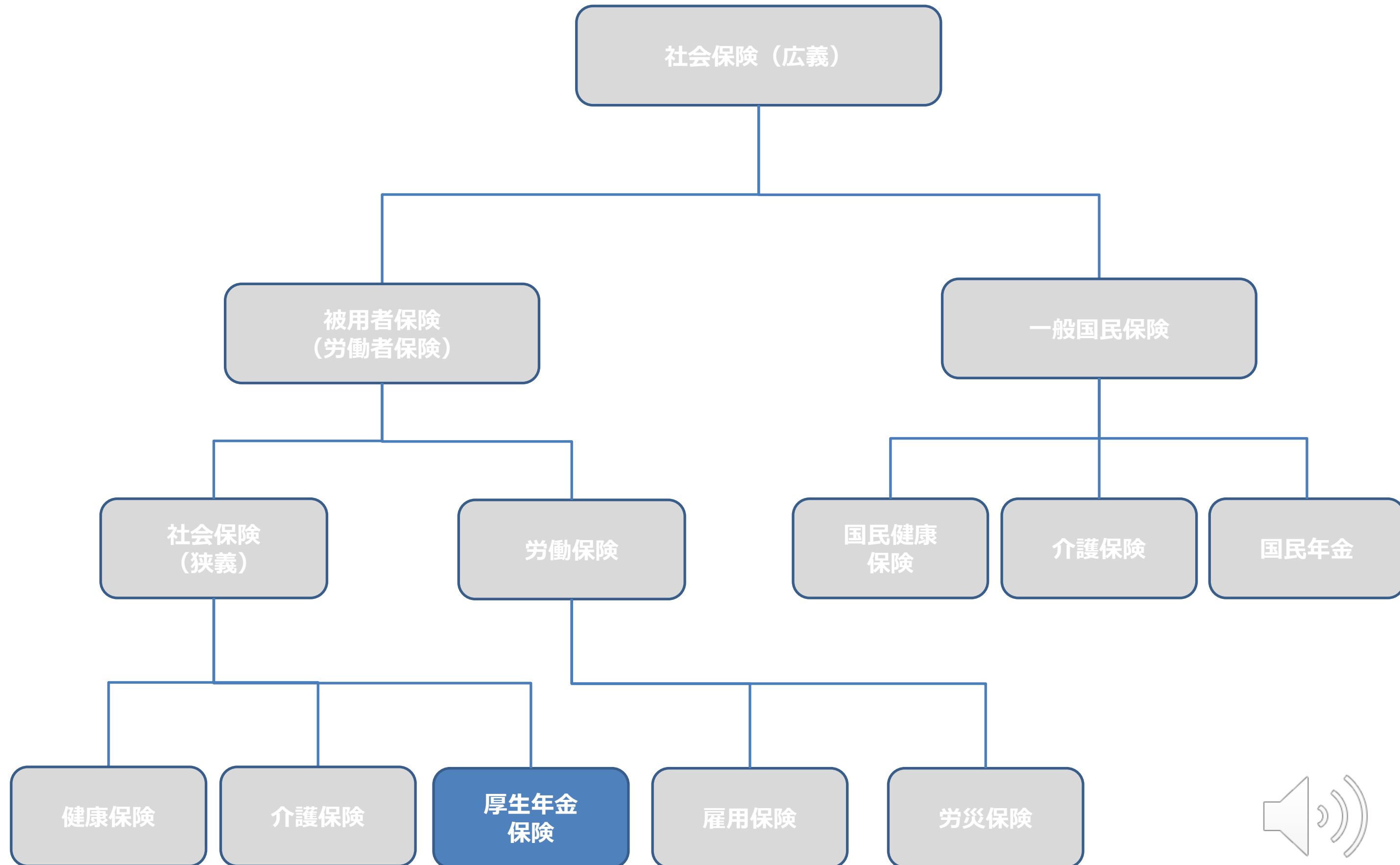
上記の介護保険サービスが自己負担 1割で受けることができます。



会社で行うのは保険料の徴収のみ



社会保険制度の全体像



厚生年金保険について

国民年金制度に上乗せされる制度、老齢、障害、死亡した際に国民年金に上乗せされ給付額が増額されます。

国民年金

日本国内に住む20歳から60歳未満のすべての人

厚生年金

主に会社員など厚生年金の適用を受ける会社に勤務する人

共済年金

公務員・私立学校の職員の人

上乗せ年金

2階

厚生年金

共済年金

1階

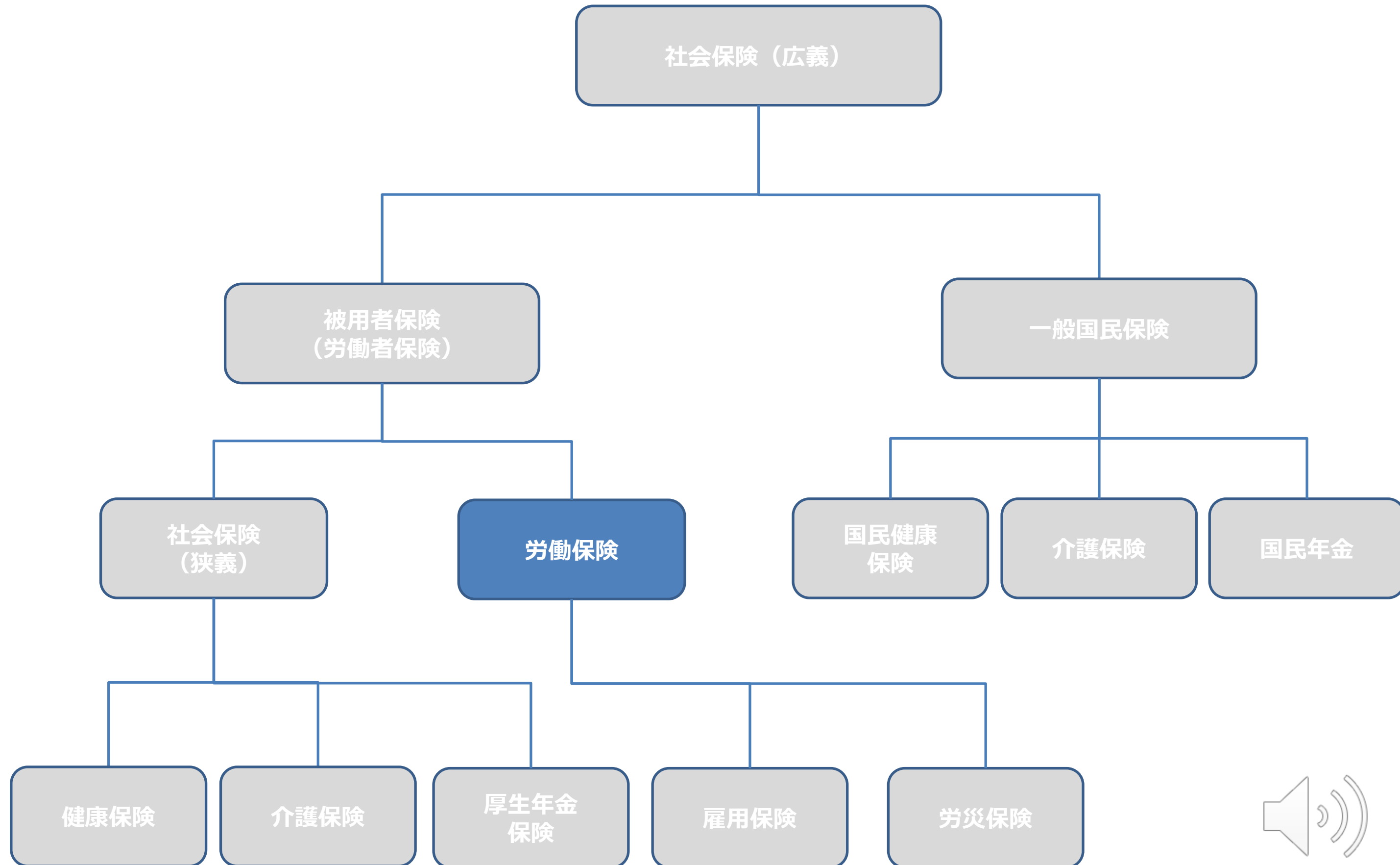
国民年金（基礎年金）

下記のような状態になった時に基礎年金に上乗せして支給されます

- 老齢になったとき（老齢厚生年金）
- 障害が残ったとき（障害厚生年金）
- 死亡したとき（遺族厚生年金）



社会保険制度の全体像



労働保険（労災保険・雇用保険）について

次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられております（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産事業については強制適用事業から除かれます。

労働者とは職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

※法人（会社）の**役員（取締役）**や事業主と**同居をしている親族**は労働者ではないため原則として労働保険の対象とはなりません。

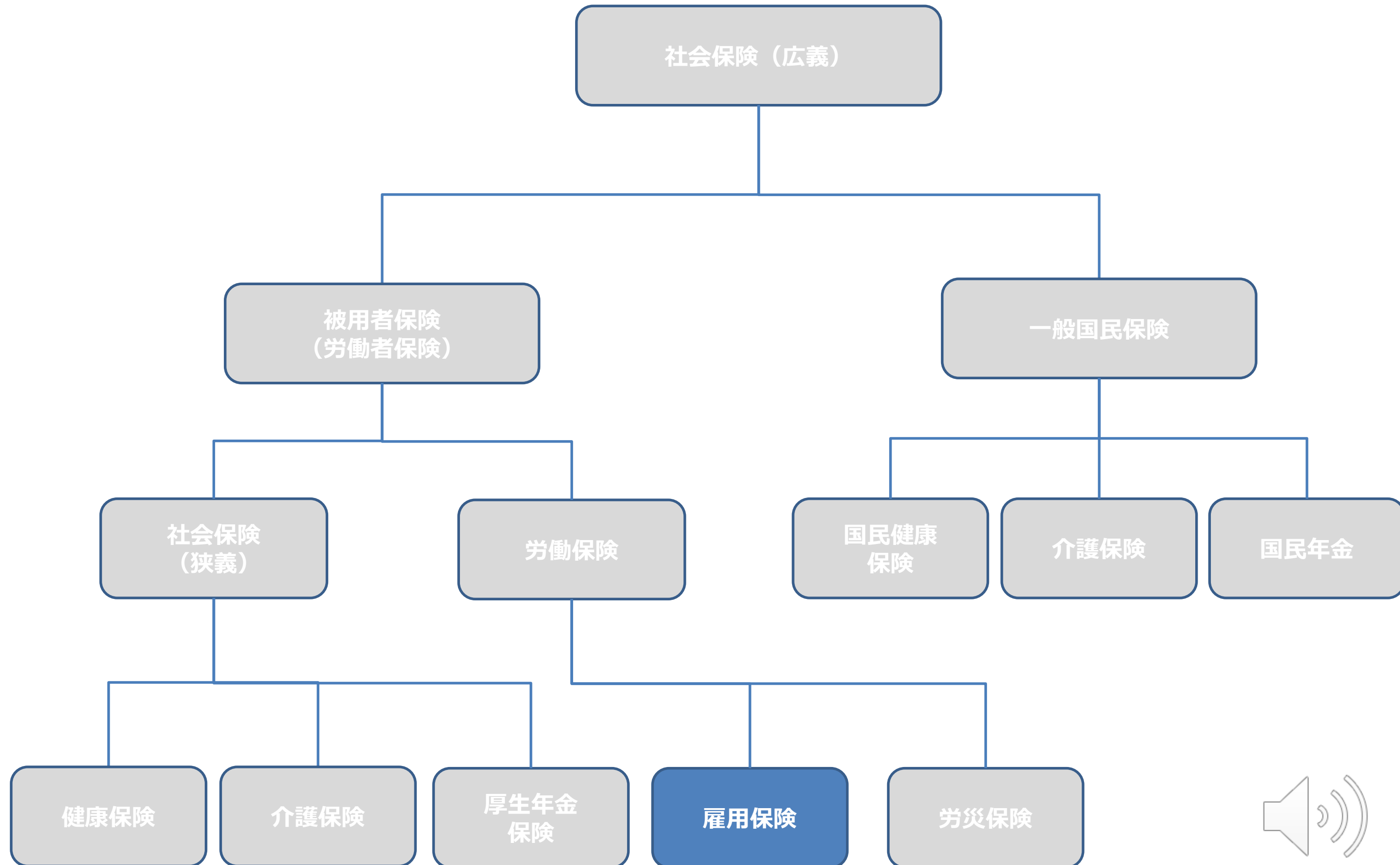
短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む**全ての労働者**が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は**対象とならない**ことがあります。



社会保険制度の全体像



雇用保険について

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合に給付が支給されます。

下記いずれにも該当する場合には雇用保険に加入する必要があります。

個人が加入する、しないなど選択することはできません。

被保険者となる人

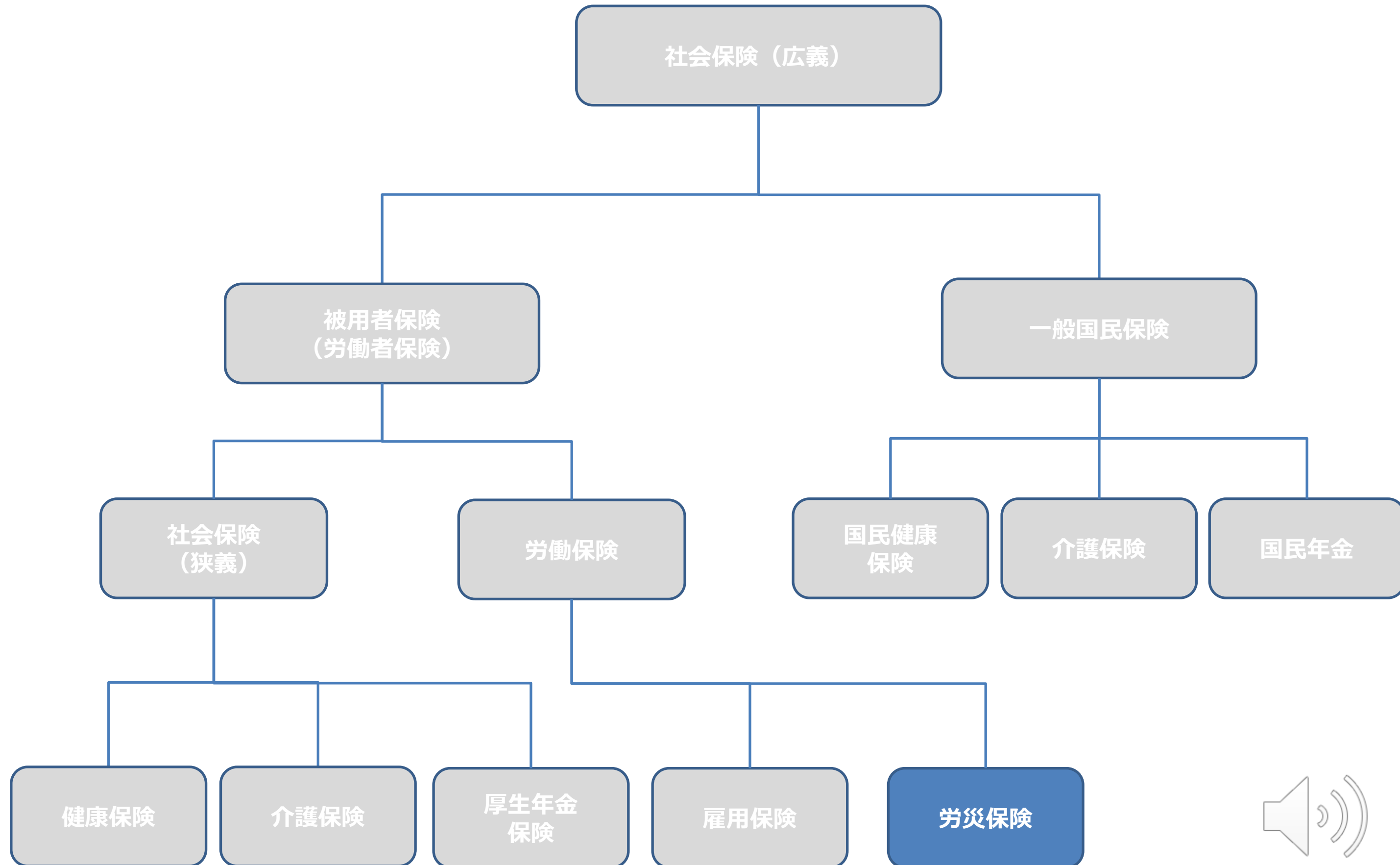
- ✓ 1週間の所定労働時間が20時間以上である人
- ✓ 同じ事業主のもとで31日以上雇用されることが見込まれる人

雇用保険の活用例

- **基本手当**（失業後の生活支援のための給付）
- **教育訓練給付金**（一定の要件を満たす人が教育訓練を受けた際に給付）
- **育児休業給付金**（一定期間の雇用保険被保険者であり育児休業をした場合）
- **高年齢雇用継続基本給付金**（60歳以上の方が一定の要件を満たす場合）



社会保険制度の全体像



労災保険について

労働者が**業務上や通勤**により怪我などをした際に保険が給付されます。

正社員だけでなく、契約社員、パート、アルバイトにも適用されます。



被保険者となる人

✓ すべての労働者が適用となります。

業務上、通勤災害の場合の怪我などの場合には労働者は**一切の負担**をすることなく、治療を受けることができます。

労働災害により、治療が長引き休業した場合には、第4日目から休業補償給付が支給されます。

その他、障害が残った場合や万が一死亡した場合にも労災保険から補償されることとなります。

労災保険に加入していないと国が労働者に補償をし、その負担分を事業者に請求することとなります。



保険料について

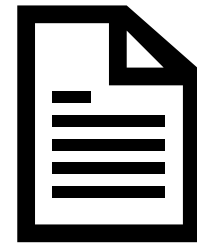


【例】 Aさん

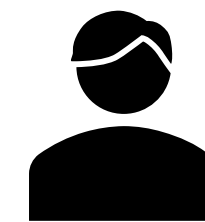
業種：飲食店



入社日：4月1日



フルタイム勤務（週40時間勤務） 27歳



月給：基本給20万円 交通費 1万円 = 合計21万円



社会保険料について

労働者負担 健康保険：10,824円 厚生年金：20,130円

合計金額：30,954円

※事業者はこの他に「子ども・子育て拠出金」をご負担することになります。0.36%=792円

(東京都)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.84%		11.64%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,707.2	2,853.6	6,751.2	3,375.6		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,691.2	3,345.6	7,915.2	3,957.6		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,675.2	3,837.6	9,079.2	4,539.6		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,659.2	4,329.6	10,243.2	5,121.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,643.2	4,821.6	11,407.2	5,703.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,233.6	5,116.8	12,105.6	6,052.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,824.0	5,412.0	12,804.0	6,402.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,611.2	5,805.6	13,735.2	6,867.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,398.4	6,199.2	14,666.4	7,333.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,185.6	6,592.8	15,597.6	7,798.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	13,972.8	6,986.4	16,528.8	8,264.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	14,760.0	7,380.0	17,460.0	8,730.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	15,744.0	7,872.0	18,624.0	9,312.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	16,728.0	8,364.0	19,788.0	9,894.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	~ 185,000	17,712.0	8,856.0	20,952.0	10,476.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	~ 195,000	18,696.0	9,348.0	22,116.0	11,058.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	~ 210,000	19,680.0	9,840.0	23,280.0	11,640.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	~ 230,000	21,648.0	10,824.0	25,608.0	12,804.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	~ 250,000	23,616.0	11,808.0	27,936.0	13,968.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	~ 270,000	25,584.0	12,792.0	30,264.0	15,132.0	47,580.00	23,790.00

雇用保険料について

労働保険は1年分前払いをします。※労働者負担分は毎月お給料から控除していきます。

雇用保険料 $21万円 \times 12ヶ月 \times 9 / 1,000 = 22,680円$

労働者負担 $21万円 \times 12ヶ月 \times 3 / 1,000 = 7,560円$

事業主負担 $21万円 \times 12ヶ月 \times 6 / 1,000 = 15,210円$

概算保険料 22,680円

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000
(2年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000



労災保険料について

労働保険料は概算保険料を計算して前払いします。

$$21\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 3/1,000 = \underline{7,560\text{円}}$$

労働者負担はございません。

労 災 保 険 率 表

(単位：1/1,000)

(平成30年4月1日施行)

事業の種類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02 又は 03	林業	60
	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38
	21	海面漁業（定置網漁業を除く。）	22
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3

労災保険料について

年収 21万円×12ヶ月 = **2,520,000円**

健康保険

10,824円（1ヶ月）×12ヶ月 = 129,888円

厚生年金保険料

20,130円（1ヶ月）×12ヶ月 = 241,560円

子ども子育て拠出金

792円（1ヶ月）×12ヶ月 = 9,504円

雇用保険料

1,260円（1ヶ月）×12ヶ月 = 15,210円

労災保険料

630円（1ヶ月）×12ヶ月 = 7,560円

合計 = **403,722円** （年収の約16%）

